

市民文教常任委員会会議記録（概要）

平成29年8月18日（金）

開 会 （午前10時0分）

島田委員長

議事に入る前に、本日の説明員として、改めて、教育長の出席を平成29年8月16日付けで議長にお願いしましたが、平成29年8月17日付けで欠席する旨の回答がありましたので御了承願います。

次に、閉会中において、市内の小中学校に係る事件・事故が3件発生しております。このことについて、本日の議題についての審査が終了した後、教育委員会より報告を求めることとしてよろしいですか。

（委員了承）

田中学校教育
部長

このたびは、教育委員会のほうも引き続き事故が起きてしまい、これまでもいろいろところで実効性のある教職員事故に対する取り組みをしてまいりましたが、こういった御心配を議員の皆さまにもおかけしたことについて本当に申し訳ありませんでした。

秋田委員

教育長に対し8月16日に出席要求を行い、昨日欠席する旨の回答があったということだが、欠席の理由は何か。

島田委員長

夏季休暇中により、と回答がありました。

秋田委員

初めは7月下旬から8月上旬に委員会を開催したいということで委員会の中で日程がまとまったが、教育委員会の都合で本日開催となった。教育長はいつ休暇の届けを行ったのか。その間、7月10日に踏切事故の件があったり、7月12日には山口小学校の件があったりしている。

田中学校教育
部長

大変申し訳ありませんが、私が決裁権者ではないため、教育長の休暇については存じ上げておりません。

秋田委員

決裁権者は誰か。

田中学校教育
部長

教育総務部に確認をすればわかるかもしれませんが、現在は把握しておりません。

秋田委員

いつ休暇届を出したのか。7月に起きたことは大きなことだと思っている。今日、教育長が来て、委員会の委員に対し説明しなければいけない、という気持ちはなかったのか。全員協議会を開いて説明してもいいんじゃないか、というぐらいのことだと思うが、その辺はどのように感じているのか。

田中学校教育 教育長の思いまではお答えできませんが、教育長との間でとれる範囲の
部長 連絡をとり、危機管理体制等についてはとっている状況でございます。ま
た、不在のときには職務代理者とともに、このところのことについても指
示を仰いだりして対応しているところでございます。

秋田委員 今日の午後は会議か何かあるのか。

田中学校教育 定例教育委員会会議がございます。
部長

秋田委員 その会議に教育長は出席するのか。

田中学校教育 本日の定例教育委員会会議には出席できません。
部長

秋田委員 定例教育委員会会議とは教育長は出席しなくてもよい会議なのか。

田中学校教育 本日は職務代理者が中心に行うということで確認しております。
部長

秋田委員 本日の定例教育委員会会議には、3件の事件・事故について議題に上が

るのか。

田中学校教育
部長

経過についてお話をしていく予定でございます。

浅野委員

危機管理について、休暇をとっていても連絡をとりあっていると受け取ったが、8月16日の報道があったことについてわかったときは既に休暇に入っていたのか。

田中学校教育
部長

そのことについては、教育総務部を通して連絡をしているところです。

浅野委員

しているということは、教育長からは返事がないということか。

田中学校教育
部長

詳細については私は把握していませんが、こうしたことが起きているという事実については報告しております。

浅野委員

休暇中の教育長の所在について聞いてよいものか、また部長も知らないかもしれないが。例えば国でも何か起きたときに総理大臣がゴルフをしていたときには、大きな不信感につながった。教育長から何の返事もないのか。電話連絡をしているのか、ファクスなのか。

田中学校教育 そのあたりについても教育総務部を通して連絡をしております。途中の
部長 対応についても、職務代理者と話をしております。

浅野委員 教員の人事の最終責任者は教育長だと思うが、人事にかかわるようなこ
とをしても、教育長からどういう返事があったかについて教育総務部に確
認していないのか。

田中学校教育 中身について、こういった事実があった、ということについては、職務
部長 代理者と相談をしながら、教育委員会としてチームでやっておりますの
で、チームでやっていることの方向性については確認がとれています。

浅野委員 確認はとれている、ということの中に、教育長のコメントは入っている
のか。

田中学校教育 そのとおりです。こここのところの対応について、過日の教職員事故の事
部長 実について、その会見の内容について、それぞれについて報告を上げて、
それらについてその方向で、という返事の確認はしています。

浅野委員 教育長の任命について市長から提案され、議会に賛否を問われた経緯が
ある。反対した議員もいたが、信頼して教育長としてやっていただい

るのにもかかわらず、議会が出席要求をしても出ないというのは、そういう対応ということで解釈せざるを得ない。議会に対して軽い。

島田委員長

教育総務部に絡む話もあるので、休暇届の決裁日の件や教育長からの話については確認をしていただき、本題に入らせていただきたい。

秋田委員

教育委員会会議を欠席してまでも教育長が休暇をとりたいというのは良いが、3つの大きな案件がある中で、本日職務代理者が出席するような話が議長に対してあるとか、そういったことはなかったのか。

田中学校教育
部長

そのことについても、教育総務部長に確認をしてお返事を申し上げたいと思います。

島田委員長

そのあたりについても整理していただきたい。

【議 事】

○特定事件「学校教育について」

- ・いじめ対策の現状について

島田委員長

概要の説明に当たり、理事者側より資料を用いて説明したいとの申し出がありました。ここで、資料を配付してよろしいか。

(委員了承)

島田委員長

資料について、傍聴者にも配付してよろしいか。

(委員了承)

島田委員長

配付した資料は、回収しないことよろしいか。

(委員了承)

【概要説明】

岩間学校教育

初めに、「いじめ等の現状と組織的対応について」御説明します。

部次長

いじめは重大な人権侵害であり、子供たちの心に深い傷として残る深刻な問題です。学校及び教育委員会は、「いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。」という認識のもと、いじめを許さない学校づくりやいじめの未然防止に向けた教育活動を進めているところでございます。

いじめの兆候をいち早く把握し、子供たち一人ひとりが大切にされる学校環境を整えているところです。学校環境と申しますのは、スクールカウンセラー、相談員等の配置の人的な環境も含めて、また、これから申し上げる体制を含めての話でございます。

1の現状として、ここ数年の不登校といじめの状況を数値として載せさせていただきました。

不登校というものがどういうものか、字からは学校に来ていないという

イメージが出てしまいますが、国の定義等では、「病気」「経済的理由」「その他」以外で、年間30日以上欠席した児童生徒のことを呼んでいます。したがって、年間の授業日数はどの学校でも200日以上ありますので、仮に週5日あるうちの1日でも欠席をしていくと、年度の途中には不登校となってしまいます。では、どんな要因で不登校になるかという点、文部科学省の分類に基づいて本市の不登校を分類すると、「友人関係の問題（いじめを除く）」が1番多いものです。あるいは「学業不振」「家庭に係る状況」が要因としては多くなっております。小中学校の不登校の人数及び割合、割合というのは全生徒数、児童数に対する割合です。中学校については、平成25年、26年、27年と減少傾向にありましたが、平成28年度（暫定）は増加の傾向にあります。

いじめについての定義は、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。会話をしている本人はそんなつもりはなくても、聞いた本人が苦痛を感じるとなると、それはいじめの範疇に入ります。いじめの認知件数、解消件数、解消率について載せてあります。認知件数は、いじめをどれだけ認知したか、でございますので、少なければよい、というものではございません。この数が多いと、いじめがたくさんあるのではないかと、いう解釈もできますが、もう一方で、認知件数が多いということは、それだけいじめの状況を把握しているということであり、国などでもここ数年、かえって少ないということが問題視されており、まだいじめの状態を学校、家庭、地域で認知できていないのではな

いか、という指摘もあるところでございます。大事なことは解消になると
思いますが、解消率をみると、90%台で推移しております。これは、解
消していないのではないかと、ということですが、そういうことではござい
ません。そもそもどうなったら解消と判断するのかというと、例えば生徒
や児童に指導してその場でいじめ、言葉かけなどがなくなった、それをも
って解消したと判断するのではなく、その後も継続していじめという状況
が起こっていないということを経過観察し、見届けを行った上で、判断を
しています。したがって、いじめの行為がやんでいる状態が相当の期間、
おおむね3カ月ぐらいを目安として、続いている状態をもって解消とみて
います。ですので、年度末の2月や3月に認知がされたものについては、
年度の終わりには解消という報告をしておりません。そういったこともあ
って解消率は100%になっておりませんが、その後年度をまたいで継続
して経過を見届けたことまで含めれば、現在解消していないというものは
ございません。

2の組織的対応についてです。

これは主に教育委員会としての組織、対応でございます。教育委員会に
は、学校教育課に健やか輝き支援室という子供の非行や心理面での対応、
いわゆる生徒指導に主眼を置いた組織がございます。こうした組織は本市
の特徴の一つでございます。スタッフとしては、教員経験のある指導主事
等だけではなく、心理士、警察OB、保護司や民生・児童委員など、さま
ざまな経験のある者を入れて多面的な支援ができるような組織でござい

ます。それから、所沢市いじめ問題対策委員会ということで、これは平成27年度より設置しております。何か問題が起こったときの委員会というよりは、常設をして年3回は会を開いております。どんなことをやっているかと申しますと、いじめの防止等のための対策に関する事、重大事態に係る事実関係の調査に関する事、その他教育委員会が必要と認める事について行っております。構成員にはさまざまな立場の方に委員として参加をしていただき、貴重な御意見等をいただいております。これだけのスタッフがいるものも、なかなかありません。ちなみに学識経験者には、東京工業大学の名誉教授、早稲田大学で教育相談、心理等を専門としている者等が入っております。あとは、保護者の立場から、警察OB、保護司、民生・児童委員、弁護士等も含めてさまざまな方が入っている状況でございます。

健やか輝き支援室について補足がございます。電話1本ですぐに対応ができるような体制を築いております。それから、それ以外の組織として、所沢市立教育センターにも教育相談室がございまして、こちらにも多くの臨床心理士の資格をもつ相談員が、保護者、児童生徒、教職員の相談に当たっております。関連機関は記載のとおりでございます。本市では、大学生、大学院生のボランティア、子供の年齢に近い者たちが直に学校に入って相談会をしています。市内にあります早稲田大学人間科学学術院、主に教職員の育成がメインである東京学芸大学障害児教育学科、淑徳大学教育学部こども教育学科で将来教師になることを目指している学生が、実際に

学校の相談室に入ったり、授業の中に入ったりして支援をしているところ
でございます。そのほか、スクールカウンセラー、相談員等を配置してお
ります。また、安全・安心な学校と地域づくり推進事業ということで、こ
れも本市の大きな特徴的な取り組みでございます。健やか輝き支援室が生
徒指導に主眼を置いた組織であるということに対して、こちらの組織は、
犯罪被害・交通事故の防止等、学校内外の危機管理体制の構築を主眼とし
たものでございます。この推進本部の活動をもとにしながら、15の中学
校ごとに支部をつくって支部会議を進めているという状況でございます。

以上が市としてのいじめ対策についての取り組みでございます。

それを受けまして、各小・中学校における「いじめの取り組み」でござ
います。

一番上にあるのが、所沢市としての基本方針と考えていただけたらと思
います。枠の中の下から2行目に、そこで、所沢市では、教育委員会が各
学校としっかり連携し、以下の姿勢・考え方のもと、全ての児童生徒が安
心して楽しく学べる学校づくりを、とありますが、以下に書いてあること
は各学校の取り組みになっておりますので、姿勢・考え方の所沢市の基本
認識について申し上げます。1つ目は、いじめというのは、どの子供にも
どの学校にも起こり得るものであるという意識を持っていく。2つ目は、
いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。3点目
は、いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見し
にくい。4つ目は、いじめは、いじめられる側に問題があるという見方は

違っている。5つ目は、いじめは、その行為の対応により、暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する場合もあること。6つ目は、いじめは、学校や教職員の児童生徒観、指導のあり方が問われる問題である。7つ目、いじめは、家庭教育のあり方にも大きなかかわりを有している。8つ目、いじめは、学校・家庭・地域社会などの全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。9つ目、いじめは、担任一人で抱え込まず、学校組織として対応し、必要に応じて諸機関との連携を図る。これらが基本認識でございます。

次に各学校での取り組みでございます。いじめの実態把握からでございます。いじめアンケート、学校生活アンケートという名称を使っているものもございますが、年に2回、3回は実施をして、それぞれの期間、学校で適切な期日を定めて実施をし、そこから人間関係で悩んでいる子供がいましたら、すぐに本人から聞き取りをしたり、保護者と連携をとったり、または相手の生徒等を指導したり、という対応、さらにその後はそういったことが起きていないかという見届けまで含めて、これはいじめに限らずいろいろな悩みが出てきますので、さまざまな状況を把握しながら対応する、状況によっては家庭訪問をすることもございます。また、何かあったからというわけではなく、学校ごとに、夏休みや1学期の期間を決めて二者相談、三者相談を行っております。計画的に相談週間なども設定しております。また、個人ノートや生活ノートという一日一日書けるようになっていて、子供も数行ですがそのときの思い、悩み、考えていることなどを

書いて、教員がコメントをつけて返します。なかなか口では言えない子供たちもいますので、そういうところで自分の心をさらけ出したり、相談したり、というノートを実施しています。また、毎朝の健康観察では、日々
の声かけをし、健康状態の聞き取りなどを行っています。

続いて、組織としての対応ですが、どの学校にも生徒指導部会、教育相談部会という部会を設置してあります。こちらで学年・学級の生徒の状況について報告をし、また、学校全体で考えるものについては協議をして対応策を練って対応していく、ということをしております。また、小・中学校においては、いじめ問題対策委員会を開催し、ケース会議ではある一つの事案についてさまざまな立場から意見をもらい、対応策を考えていくというものです。場合によっては、学校の職員以外の関係機関の方も必要に応じて会議に入ってもらいます。そして解決策を出した上で実施をして、見届けを行います。起きてからの対応も大事ですが、起きないように未然防止のための対応策も考えて実行しているところです。

次に、実効性のある取り組みということで、各学校で「いじめ防止基本方針」及び対応マニュアル、これは市内の全小・中学校で作成しています。いじめ防止の基本方針については、どの学校も学校のホームページにアップして、保護者や地域の方もいつでも見られる形をとっております。それから教職員の研修、教育相談については充実に努めています。道徳教育、これから教科化になりますが、単に道徳教育は教科の授業だけ行うものではございません。全ての教育活動の中で進めていくもので、心の教育の充

実を図ってまいります。教科指導、わかる授業、授業の中で一人ひとりのよさが生かせるような授業の構築に努めています。人権教育の推進にも努めています。「いじめ撲滅強調月間」も設定し、各校で取り組んでいます。いくつか例を挙げました。中学校で、生徒会が中心のいじめに関する紙芝居を作成し、11月の全校集会で披露したもの、これは所沢中学校でございます。それから、「いじめ撲滅を語る会」は三ヶ島中学校で6月に実施しました。小学校の例では、児童会による「いじめ撲滅宣言」、全児童の名札にいじめ撲滅の言葉を書いたシールを貼って全校で意識を高める、これは柳瀬小学校での取り組みでございます。

学校だけで全て解決したり、未然防止を図れるわけではございませんので、地域との連携ということで、安全・安心支部会議の取り組みの4本柱がございまして、1つにはいじめの撲滅を目指し、未然防止、早期発見、対応・解消に取り組むというものを掲げております。残りの3つについては、交通事故の防止、地域行事への主体的な参加、地域ぐるみの挨拶運動でございまして、学校評議員会、ホームページや学校便り等でも啓発をしています。

他機関との連携についても、さまざまな機関と連携をしています。

市教委との連携ということで、市のほうでも学校訪問や研修会、さまざまな協議会等を通じて学校と連携を図っているところでございます。生徒指導・いじめ問題対策員による講演、平成28年度は54回実施しておりますが、これは具体的には、薬物乱用防止教室、非行防止教室等、それぞ

れの学校で講演を行うときに、教育委員会から情報・経験の豊富な方を、学校の要請により、学校へ送って講演を行っているものでございます。

重大事態への対応につきましても、常設している所沢市いじめ問題対策委員会で対応できるよう、活用していくものでございます。

以上で御説明を終わります。

【質 疑】

浅野委員

全国的にも注目を浴びてみんなで解決していきたい3件の問題がある中なので、具体的なことに触れたいと思うのだが、客観的な努力はよくわかった。いじめがないかどうかのアンケートをとる時期は、学校に任されているのか。

岩間学校教育
部次長

委員御指摘のとおり、学校によります。これは、児童生徒の状態にもよります。ただし、一般的には年度が始まってから連休の前後のあたりで、特に中学校1年生は、中学校の生活に慣れて人間関係ができてきて、トラブルが起きがちな時期がありますので、学校ではその時期に把握して、あるいは夏休みの前にそうしたものを実施して1学期の様子を把握して、その結果をもとに、夏休みに入ってから二者相談や三者相談を実施しております。学校には任せておりますが、大体は児童生徒の実態等を考えた上で、ある程度やる時期は同じような時期に実施しております。

浅野委員	踏切事故の生徒の問題で、原因を現在調査中だと思うのだが、該当中学校では平成29年度のいじめのアンケートはいつ実施したのか。
岩間学校教育 部次長	できれば、後ほどそれぞれの案件につきましては御説明をすることになっておりますので、そちらでお話しをさせていただけないでしょうか。
島田委員長	報告事項3件に係ることは後ほどということで、今は配付されている資料に基づいた全体の取り組みについて審査し、個別なところは後ほど取り扱うということをお願いします。
矢作委員	不登校といじめの数値が示されているが、いじめが原因による不登校の件数は把握できているか。
岩間学校教育 部次長	把握はできております。これは数件で、いずれも解消しております。先ほど申し上げたように、分類には友人関係の問題でいじめを除くという項目と、いじめという項目がございますので、把握はしております。いずれも解消しております。
矢作委員	数件ということは、非常に少ないということか。
岩間学校教育	非常に少ないです。

部次長

浅野委員

所沢市いじめ問題対策委員会では、いじめの事例がなくとも年に3回開催しているとの説明があったが、各学校から挙げたいじめ問題で討議されたことは今まであるか。

岩間学校教育

部次長

先ほど申し上げたように、平成27年度から立ち上げ、現在までに学校からいわゆる検討しなければならない大きな事案は挙げておりません。

浅野委員

学校の中で解決して、解消しているということか。

岩間学校教育

部次長

基本的にはそのような形です。

浅野委員

私の身近な小学校でも、教育センターの力を得て不登校の問題を解消された小学生がおり、感謝している。教育センターの力を得る手立てとしては、学校から申請するのか。

岩間学校教育

部次長

教育センターでそうした教育相談の場があるということは、それぞれの学校から児童生徒を通して保護者へ周知しております。また、ホームページ等でも情報は得られるようになっております。あとは、実際に教育セン

ターでの相談などが必要な可能性がある状況になったときには、学校から児童生徒を通してもう一度保護者へ情報提供する形をとっております。

浅野委員

個人的に相談できる学校のソーシャルワーカーというか、対応の人が家庭まで来ていただいたということがあるが、そういう方の役割と所沢市に何人配置しているのかを伺いたい。

岩間学校教育
部次長

委員から御指摘があったのは、スクールソーシャルワーカーかと思えます。こちらは教育センターに今年度3人配置しております。スクールソーシャルワーカーと混同しやすいのですが、スクールカウンセラーという者も別におります。スクールカウンセラーは臨床心理士の資格を持つ者で、中学校は全校に配置されております。小学校については、中学校区の小学校には、小学校から中学校への要請に基づいて、小学校にもスクールカウンセラーは行ける状態になっております。スクールソーシャルワーカーは、教育と社会福祉の接続を図っていく立場にあるものでございます。資格としては、例えば社会福祉士の資格を持つ者もおりますが、全員というわけではございません。どちらかと言えば教育を専門にしている者もおります。こちらは学校からの要請に基づいて、家庭訪問や他機関との調整を行います。いわゆる教育だけではなく生活の支援も含めて、教育だけで課題の全てが解決できるとは限らない事例もあると思えます。生活に踏み込んでいって、保護者と協力しながらやっていかなければならないような仕

事をしております。委員から御指摘があったのはスクールソーシャルワーカーのほうかと思しますので、おそらくその方が行って対応したと思います。

越阪部委員

いじめは起こり得るものという認識だと伺った。資料のうち、不登校の定義として、経済的理由とその他以外で30日以上の欠席とある。後述の不登校の主な要因には家庭に係る状況とあるが、解釈の仕方がわかりづらいので確認したい。

岩間学校教育
部次長

国の調査の分類によるものに基づいておりますし、一般的に新聞等でもその分類で報道されておりますが、まず長期欠席者という概念がございます。長期欠席者というのは、いかなる理由であっても年間30日以上欠席する場合の児童生徒のことをいいます。この長期欠席者は、病気で欠席する者、経済的理由とは要するにお金がないので学校に行けないという者、不登校の者、その他という4つの項目に分類されております。ただいまの御質疑にあった家庭に係る状況というのは、不登校の要因の中の1つ、人間関係や学業が苦手だというものの1つとしてなので、家庭に係る状況が経済的理由とは限りません。親子や兄弟の仲かもしれませんが、いろいろな家庭の中の要因が主で学校になかなか行けないという分類になります。

越阪部委員

では、その他という分類には不登校も含まれているということか。

岩間学校教育 部次長	その他には不登校は含まれません。
越阪部委員	4つの分類に分かれているということだったが、もう一度確認したい。
岩間学校教育 部次長	資料に記載のとおり、病気、経済的理由、その他以外ということでご ざいます。
越阪部委員	先ほど不登校という答弁がなかったか。
岩間学校教育 部次長	4つの要因の中の不登校ということで申し上げました。長期欠席者の中 の4つの中の1つが不登校です。
越阪部委員	4つの中の1つである不登校をこの資料で示しているということによ りか。
岩間学校教育 部次長	そのとおりでございます。
越阪部委員	いじめの認知件数について、要因や内容は具体的にわかることがある

か。

岩間学校教育
部次長

日常的に暴力を振るわれていたり、高額の金品を要求されていたりといった深刻ないじめは本市で報告されておられません。言葉によって受け取る側が苦痛を感じるといった、日常生活の中で起こるようなものがほぼ全てを占めている状況でございます。

越阪部委員

要因の割合によって解決の仕方も変わってくると思うがいかがか。

岩間学校教育
部次長

1件ごとにどのような内容かは各学校から報告を受けておりますので、教育委員会で全て把握しており、それについて対応もしております。

越阪部委員

概要で説明されたのは、いじめが起こってからのことではないか。対策や取り組みは起こる前のほうが大切ではないかと思う。普段の生活の中で予防や対策、もっと言えば心の教育も含めてやっていかなければたちごっこになってしまう。いじめは起こり得るものだとされているのだから、原因をよく把握していなければ対応の仕方を間違ってしまうし、起こることへの対策を普段から伝えていなければ、子供はいじめている感覚がないというのがとても多いのではないかと思う。それは、親の教育や学校の対応の仕方でも変わってくることも多いと思う。心身の苦痛は誰でも感じるし、それはどこでも、世界中でいろいろなことが起こっている。起こる

原因を取り除くような、また自分で解釈をして耐えられるというか生きる力を備えるような教育をいっぱいしないといけないのではないか。そうした取り組みについて伺いたい。

岩間学校教育

委員から御指摘のとおり、いじめは未然防止が大変重要だと思います。

部次長

先ほど各学校の取り組みの中でも御説明いたしましたが、いわゆる道徳教育の充実であるとか、各教科の中でわかる授業であるとか、一人ひとりの子供の意見を大切にした授業を行うとか、あるいは道徳の授業や特別活動の中でも仲間との協力性を育てたり、人を思いやる気持ちについての話をしたり、子供が中心となった児童会や生徒会の中でもみずからが主体的に人の気持ちや思いを大事にしましょう、いじめはしないようにしていきましょうという取り組みを各学校で進めて、未然防止に力を入れているところでございます。また、委員からもお話のあった生きる力の育成は各学校で求められているところですので、これを中核にした教育を所沢市でも各学校が進めております。確かに御指摘のとおり、いじめは学校に限らずどこでも、大人でも起こりうる可能性があると思いますが、小中学校の中でそういうことがなくなるような人権感覚や人権意識を育むように各学校でも取り組みを進めているところでございます。

越阪部委員

生き物だからそういったことが起こることを前提としてだと思うが、普段の言い方や感じ方でいじめと捉えるか、当たり前のやりとりと捉える

か、どのように感じるかを普段からよく鍛えていかなければと思う。今の
いじめは、感じ方がよいか悪いかは別として、相手がいじめと感じたらい
じめになってしまうのだから、そうしたことを普段の中でどう教育したり
取り組んだりしているのか。

田中学校教育
部長

委員のおっしゃるとおりだと思います。1つの例ですが、小学校や中学
校の学級経営の範囲で、人を穏やかにするような優しいふわふわ言葉や、
人の心に刺さり嫌がられるようなちくちく言葉にはどんな言葉があるか
を子供たちに聞いて挙げさせます。こうしたやり方ですと低学年の児童に
もどんな言葉を人が嫌がるかを理解できます。それから、挨拶運動の中や、
安全安心の学校と地域づくりの本部会議で行っている4本柱の1つの中
でもいじめというだけでなく地域行事に参加した体験活動の中で、大人と
触れ合う中でそうした言葉を教わったり、挨拶をしたときに気持ちよく返
事をもったりした体験などでそれぞれが獲得していくものがございま
す。

越阪部委員

今は起こる要因や受け取り方を丁寧に指導しないといけない時代だと
思う。どのように理解してもらおうかという指導は大変だろうが、大いにや
っていかなければ個々の問題は解決しないと思うがいかがか。

岩間学校教育

委員御指摘のとおりで、今の子供たちは、一般的に以前と比べて人間関

部次長

係の作り方が苦手だとか、そうしたスキルを身につけていないということが言われておりますので、各学校でもソーシャルスキルトレーニングという人とのかかわり方の勉強といったことには何年か前から力を入れて取り組みを進めているところでございます。だからといって全てが解決したわけではございませんが、御指摘のとおり引き続き力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

秋田委員

何度か一般質問しているが、平成23年の大津市のいじめ自殺を機に教育委員会や学校の隠蔽体質を一掃しようと、市長部局としていじめ対策推進室ができた。それに対し、所沢市はどういった意識改革や通達をしたのか。

岩間学校教育
部次長

今は正確な通達年月日まで申し上げることはできませんが、基本的に国や県の方針は全て校長会等を通して伝えております。その中で、委員から御指摘のあったような、先ほどのいわゆる認知件数の考え方も申しましたが、認知件数が多いから悪いということではなく、むしろ発見して早期に対応し解決することが大事だということを繰り返し研修や生徒指導訪問の際に話して、管理職を初めとする学校の教職員にもそうした意識はしっかり根付いていると考えております。

秋田委員

教育委員会や学校の意識改革は図られたという認識でよいか。

岩間学校教育
部次長

そのように捉えていただいてよろしいと思います。

秋田委員

資料にあるいじめの解消率が100%ではないが、残ってしまったものの対応はどうなっているのか。

岩間学校教育
部次長

先ほど申し上げましたが、こちらはどの時点で解消したかという判断でございませぬ。つまり、指導して嫌がらせがやんだから解消というのではなく、継続的に経過を観察しておおむね解消していると判断した時点で解消としておりますので、そうしたいじめ等の行為がやんでいる期間が大体3カ月ぐらいを目安としております。そうしますと、2月や3月にいじめが認知されたものについては、統計の中では解消になっておりませぬ。ですので、いじめや深刻な状態が続いているということではありませぬ。年度をまたぎ、最終的には全て解決しております。

秋田委員

今年度のいじめの認知件数、解消件数、解消率を伺いたい。

岩間学校教育
部次長

今年度に入ってからはいじめの認知件数だけ御報告させていただきます。あくまでも7月末現在の暫定値ということで、小学校が74件、中学校が52件でございます。

秋田委員

今までに所沢市で重大事態はあったか。

田中学校教育
部長

何年度から起算してということになりますと難しいところがございますが、重大事案と捉えているところについては、少なくともいじめ問題対策委員会の設置後には報告がなく、把握もしておりません。

秋田委員

いじめが何件あったという報告が学校から教育委員会に来るのは、確か毎月ではなく3カ月に一度だったと思うが、その点を確認したい。

田中学校教育
部長

資料にある件数は、不登校、暴力、いじめに関する調査は文部科学省の生徒指導に関する調査を基本としております。前期の結果が8月締めで出てまいります。これから、昨年度一年間の全国的な集計が8月締めで出てまいります。基本的に、8月と12月と年度末の年に3回で集計が出てまいります。しかし、そうすると詳細を教育委員会が把握しているのかということですが、各学校の相談部会や校内の生徒指導部会でいじめを認知した時点で、担任から学年の先生やその部会へ報告し、教育委員会へも重大事案を含めて逐一報告されます。ただし、それが件数でとなりますと、最終的な集計は8月末締め、12月末締めといった形で集計しております。基本的には毎週のように行われており、毎日子供たちの様子を見た者が、学校を通じて報告されますので、見逃すということはありません。

秋田委員 毎月各学校からいじめがこれだけあるという件数が上がってくるというわけではないという認識でよいか。

田中学校教育 詳細な件数や分類をやった俗にいう調査という形の集計が毎月ということではないです。ただし、生徒指導の報告は必ず教育委員会に来ております。

秋田委員 その報告は文部科学省か、県の指示なのか。

田中学校教育 所沢市で基本としているのは文部科学省の調査でございます。

秋田委員 夏休み明けは10代の自殺が多い。本日の午後に教育委員会会議が行われるが、そうした場や校長会でこの話はされるのか。

岩間学校教育 こちらについては既に話をしております。一般的に、夏休み明けは自殺が1年間で最も多いので、夏休みの後半は特に、不登校傾向であったり、配慮を要したり、心配のある児童生徒については、担任や学年の職員が連絡をとり、状況をしっかり把握するとともに夏休み明けの円滑な登校に向けての支援を各学校でも取り組んでいるところでございます。教育委員会

としても、各学校にはそうした情報の提供や、指示、指導の依頼をしております。

秋田委員

それは毎年行っているのか。また、時期はいつごろ行われるのか。

岩間学校教育
部次長

教育委員会から学校へは夏休み前の校園長会でそうした指示を出しております。

秋田委員

市職員のOBから最近聞いた話によれば、いじめについてよく一般質問をしているようだが、いじめが起きた場合には家族と担任で大体が解決するので、所沢市はあまりやってくれないからいくら質問してもだめだと言われた。こうした意見についてはいかがか。

田中学校教育
部長

どなたがおっしゃった話かわかりませんが、その方に申し上げるつもりはございませんが、その話をお聞きして非常に心外でございます。教育委員会といたしましては、全て網羅できているかということについては、少なくとも全て学校が把握をして、朝の登校の段階から、クラスの出欠確認、教科のときにもつぶさに子供たちの様子を確認しております。ただ、いじめはいつでも起こりうるということと、見えない部分があるのは一つ要因で非常に心配なところです。それだけ教育委員会なり学校が取り組んでいるのになぜ起こるのか、と言われたときには、確かに見えないところで起

きている現実もあるのですが、少なくともそれを把握しようとしております。把握した場合、本市の教育委員会では二重、三重の取り組みをしておりますし、未然防止のためには道徳教育や心の教育の充実、挨拶運動を含めてさまざまな場面で取り組んでおりますので、非常に先ほどのお話は残念です。

矢作委員

相談窓口であるいじめホットラインやいじめ相談メールには、どのぐらい相談が寄せられているか、件数を把握していれば伺いたい。

岩間学校教育
部次長

平成28年度は、いじめホットラインに5件の連絡がありました。

矢作委員

メールの相談はなかったのか。

田中学校教育
部長

いじめホットラインの中にはメールにも対応しております。

矢作委員

5件の中にメール相談も含まれているということか。

田中学校教育
部長

そのとおりです。そうしたものの中には、自分の子がいじめられているという内容が含まれていることもあります。

矢作委員

資料にあるいじめの認知件数や解消率から、大分対応していることは読みとれるが、電話やメールでの相談が5件と聞くと、どう解決しているのかがいま一つ見えてこない。いじめの実態把握には、アンケートや家庭との面談、個人ノートによる日々の観察といったもので把握している認知件数が資料には示されているようだが、それを具体的にどのように解決しているのか。例えば、本人から言われていなくても、どう見てもこれはいじめがあるなど認知した場合に、集団的な道德教育等でのアプローチもあると思うが、どのように解決に至っているのか。

岩間学校教育
部次長

電話相談等も含めさまざまなところから情報は入ってきますが、やはり本人の意向は大事にしながらも、状況の正確な把握が一番大事ですので本人と保護者に事実の聞き取りを行います。その上で、対応はその状況によりさまざまですが、いじめの状況があるとすればそれをとめて二度と起こらないような状況にしていかなければなりませんので、人数等によってもいろいろな手法がありますがいわゆる加害者側には保護者を含めてアプローチや指導を行い、再発しない状況を丁寧に作り上げていきます。

田中学校教育
部長

今の内容を中心で行っているのが学校教育課健やか輝き支援室でございます。基本ラインとしては、健やか輝き支援室に3人おります生徒指導や教育相談担当の指導主事が、最初に事実確認等を行います。最初に出た

者が違う場合は、この指導主事へ内容を引き継ぎます。その後、その中に心理的要因があれば心理士が加わり、専門的なことを伝えます。あるいは、家庭的なことや警察などの他機関と連携する内容になった場合には、健やか輝き支援員の保護司や民生・児童委員からのアドバイスをいただいたりします。それから、安全安心対策推進員は校長のOBですので、より広い見識からアドバイスをいただけます。そのほかにも、スタッフには学校教育の相談員や就学支援の立場の者もおりますので、こうした専門家がその内容をよく把握した上で精査しながらチームで丁寧に対応しております。

矢作委員

ケースによって違うが、加害者側にその意識がない場合もあると思う。その場合は、そういうことを言われたら傷つくんだよといったことを丁寧にやっていくということか。

岩間学校教育
部次長

今おっしゃったとおり、そうした意識の差はありますので、その差を埋めていくような丁寧な話を進めていくことはそれぞれの学校でも行っております。

矢作委員

先ほどの答弁にもあった見えない状況というのが一番心配で、警察がSNSを調べてそうした内容があれば情報提供していく、ということを経験したことがあるが、そのような情報は来るのか。

田中学校教育
部長

いわゆるネットいじめという分類の話だと思いますが、本市では生徒指導・いじめ問題対策員という警察OBの男女がおります。この対策員が、つきっきりでそれだけをしているわけではありませんが、随時インターネット等で内容をチェックしております。それから、埼玉県にもそのような組織があり、そちらでは1日中チェックを行っております。ただし、全県を数人でやっているの、全てをリアルタイムで毎日見ているかまでは把握しておりませんが、場合によってはそちらから連絡があつて、所沢市教育委員会に対応してくださいということもあります。本市でも随時見ながら対応しており、基本は学校へ連絡して、事実関係を確認するという手順になっております。

浅野委員

質疑の途中だが、時間がないので次の議題に移れないか。

島田委員長

この後に協議会もあるが、教育委員会会議が午後1時30分から午後3時で予定されている。時間の前後は多少あると思うが、私としては3件の報告事項について今日きちんと話をしたいと思っている。場合によっては、午前中で終わらなければ教育委員会会議終了後にもう一度、残りの部分について引き続き話していきたいと考えているがいかがか。

岩間学校教育

先ほど申し上げたとおり、教育委員会会議後ももう一つ会議が入ってお

部次長

ります。

島田委員長

その会議は何時まで行うのか。

岩間学校教育

今のところ未定です。

部次長

島田委員長

では、今質疑を行っているテーマについてどうしても聞きたいところがあるなら聞いてもらい、次に進めたいと思うがいかがか。

秋田委員

できるところまで進めて、また改めて委員会を開くならそれでよいのではないか。残りのどれを優先していくのか。

島田委員長

いじめの現状と対策についてはこれで質疑を終結し、次の案件に移ってもよろしいか。

(委員了承)

【質疑終結】

休 憩 (午前11時24分)

再 開 (午前11時30分)

岩間学校教育
部次長

【報告】

所沢市立中学校の踏切事故の概要について御説明いたします。

7月10日の月曜日、午前7時30分ごろ、所沢市久米地内の通称所沢7号踏切にて、市内中学校に在籍する1学年の男子生徒が西武池袋線上线車両と接触し、死亡いたしました。事故当時、生徒は学生服を着用し、生徒手帳、教科書を所持しておりました。

経過と現在の状況及び学校の対応について、かいつまんで御説明いたします。

7月11日に学校は全校朝会を実施し、校長が事故について話をいたしました。全校生徒に事実を伝え、生徒の冥福を祈り、命の大切さ等について話をいたしました。また、SNS等で噂を広めないようにといった話をいたしました。さらに、生徒の心理的なケアと事実把握のために、心と身体健康調査と学校生活に関するアンケートを実施いたしました。該当生徒の学級やアンケートに記述のあった学年、あるいは該当生徒が所属していた部活の生徒を対象とした面談を行いました。このようなことを行うために、部活動につきましては7月11日から3日間停止といたしまして、生徒の心理状況等に配慮するとともに、事故後の対応を行いました。

7月12日は、担任、スクールカウンセラー、心理士が心のアンケートへの記入があった生徒に聞き取りを行いました。また、担任と市教育委員会から派遣した臨床心理士の資格を持つ心理士、あるいは学年主任と教育

センターから派遣した臨床心理士の資格を持つ心理士が面談を行いました。この日、該当生徒の通夜が行われ、学校関係者、多くの生徒及び保護者が参列いたしました。後ほど、このことについて保護者から大変ありがたかったとの感謝の気持ちが寄せられました。

7月13日の告別式には、やはり学校関係者、生徒及び保護者が出席いたしました。

7月19日に臨時保護者会を開催いたしました。これは、全校対象のものと、該当生徒の学級対象のものでございます。全校対象の保護者には70%を超える方が、また学級におかれましては90%以上の保護者が参加をする中で、併せて夏休み中の留意事項等についてもお願いいたしました。夏休みに入ってから、学校では保護者と連携をとって、保護者の意向を踏まえた対応を進めているところでございます。

市教育委員会といたしましては、事故当日から7月21日の1学期の終了まで、担当の指導主事が学校に常駐し、校長への助言等を行いました。また、事故当日から心理士を派遣し、全校朝会では生徒に向けて心理士からの講話も行っております。さらに、7月19日の臨時保護者会にも参加し、予想される生徒たちのストレス反応やその対応についても保護者に御説明いたしました。また、これだけではなく教育センターの指導主事、心理士、学校教育課の安全安心対策推進員や生徒指導・いじめ問題対策委員なども事故後は交代で学校へ入り、校長への助言や、生徒の心理的なケア等に努めてまいりました。

休 憩（午前11時36分）

（休憩中、協議会を開催し、報告された内容について確認を行う。）

再 開（午前11時59分）

【報告終了】

休 憩（午前12時00分）

（※説明員退席の後、意見集約等のため協議会を開催する。）

再 開（午後0時21分）

島田委員長

本日審査した特定事件については、継続して審査することといたしますが、9月定例会における一般質問で取り上げることについては、了承することによろしいか。

（委員了承）

島田委員長

それでは本日の審査の続きについては、8月31日に再度時間を調整して閉会中審査を行うことによろしいか。

（委員了承）

散 会（午後0時22分）